

令和4年7月19日

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏保 様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末国 陽夫

電話082-224-2711

FAX082-224-2722

〒753-0048

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 松村 和明

電話083-922-0415

FAX083-922-0490



貴会から、2022年5月27日付け「令和4年4月27日付け文書についての見解」を5月27日に郵送にて受領いたしました。これについて、以下のとおり申し上げます。

1 「ボーリング調査に伴う補償」について

2022年5月27日付けの文書において、貴会は、「ボーリング調査の実施に祝島漁民の自由漁業への損失補償が必要であることは貴職も認めておられます。」と述べられていますが、そのようなことを当社が認めた事実はありません。

当社においては、平成12年の漁業補償契約（以下単に「漁業補償契約」といいます。）に基づき、地質調査を含む発電所の建設・運転に起因する漁業損失および漁業操業上の諸迷惑に対して、漁業権漁業と許可漁業・自由漁業を区別することなく包括的に算定した漁業補償金を既に支払っており、したがって、補償の問題は既に解決していることを繰り返し述べてきているものです。

なお、このたびの海上ボーリング調査は、漁業補償契約第1条第2項各号に掲げる区域（漁業権消滅区域、漁業権準消滅区域および工事作業区域（以下「漁業権消滅区域等」といいます。））内で実施するもので、同契約に基づき、漁業権消滅区域等では自由漁業を行うことができなくなっていることについては、平成19年6月15日の広島高等裁判所判決および平成22年1月18日の山口地方裁判所岩国支部決定において判示されているとおりです。（詳細は添付をご確認下さい。）

## 2 「裁判所において相互に確認する機会」について

貴会は、「『双方の主張は平行線の状況である』とはどうてい言えず」と述べられ、裁判所における話し合いに応じる条件を示されていますが、当社は、貴会からいただいたご質問などに対して、これまで繰り返しご説明をしてきており、それでもなお貴会と議論が噛み合わない現状は、まさに「平行線の状況」と言わざるを得ません。

こうした状況の中、当社としましては、貴会のご主張に係る点も含め、第三者である裁判所の調停委員会を交えた話し合いにより相互に確認する機会を設けて円満な解決を図るため、今後、速やかに柳井簡易裁判所へ民事調停申立てを行うこととしましたので、貴会におかれましては、話し合いに応じていただきますようお願い申し上げます。

漁業補償契約無効確認請求事件

2007年(平成19年)6月15日広島高等裁判所判決(抜粋)

については、漁業法8条、11条が漁協において行使規則を定めるに当たっては関係地区、地元地区といった自然的社会的条件により漁場が属すると認められる地区の利益を保護すべき定めをしていることから窺うことができる。

エ 管理委員会は、地先、沖合を問わず、各組合員が行う許可漁業・自由漁業についてもその調整について協議決定していたことは前記認定のとおりである。

オ 以上のような、許可漁業・自由漁業の法的性質や、他の漁協地先における許可漁業・自由漁業の慣行上の優劣関係、管理委員会における許可漁業・自由漁業を含めた漁業調整の実態などの事実からすると、8漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である。

祝島支店所属組合員のことで。

そうすると、管理委員会が漁業補償契約を締結したことによって、被控訴人らは、

A, B各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を受け、漁業権消滅区域等を含むA, B各海域における許可漁業・自由漁業について諸迷惑受忍義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきである。

山口県漁業協同組合  
上関支店地先海域の  
ことです。

山口県漁業協同組合  
四代支店地先海域の  
ことです。

よって、漁業権消滅区域等を含むA, B各海域において、被控訴人らが諸迷惑受忍義務を負担していないことの確認請求並びに許可漁業・自由漁業を行わない義務を負担していないことの確認請求は、いずれも理由がない。

(3) 以上のとおりであり、被控訴人らの受忍義務不存在確認請求はすべて理由がない。

#### 4 差止請求について

(1) 本件共同漁業権ないし同漁業権行使規則に基づく漁業行使権を理由とする妨害予防請求(差止請求)について

本件共同漁業権の帰属主体は漁協であって被控訴人ら組合員各個人ではない。したがって、本件共同漁業権に基づく差止請求は理由がない。

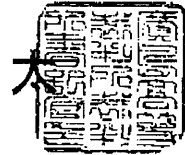
これは正本である。

平成19年6月15日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 泉

健



囲をA区域内の一部に限定しなければならないような特段の事情の的確な疎明はない。

(4) この点につき、債務者らは、本件埋立免許について、処分取消しを求める行政訴訟が係属しており、同免許の効力が浮動的である旨指摘するが、行政処分がいったん行われた以上、これを取り消す旨の判決が確定しない限り、同処分は有効なものと扱われるべきであるから、債務者らの主張は採用することができない。

(5) また、債務者らは、本件工事施行区域内における許可漁業権及び自由漁業権を有していることを根拠に、妨害予防請求権は発生しない旨の主張をするが、以下に述べる理由により、債務者らの主張は採用することができない。

ア すなわち、上記(2)ア～ウに説示したとおり、A区域は合併前の上関漁協又は四代漁協の共同漁業権の設定海域にあり、かつ、合併前の祝島漁協代表者も加わった管理委員会を通じて漁業補償契約が有効に締結され、同契約上、A区域については、漁業権を放棄するか、永続的に漁業権を行使しないこととするか、発電所2号機の営業運転開始まで漁業権を行使しないこととすることが定められている。したがって、発電所2号機が営業運転を開始するまでは、A区域における共同漁業権行使は、同区域の一部たりといえども、これを行うことができないことになる。

イ そして、①許可漁業・自由漁業は、物権とみなされる(漁業法23条)漁業権漁業に比べれば、その権利性は相対的に薄弱なものであり、共同漁業権設定海域において行われる許可漁業・自由漁業は、共同漁業権に基づく操業を妨げない限度において営むことができるに過ぎないものと解されること、②漁業補償契約が締結されたころ、8漁協関係者の間では、許可漁業・自由漁業は、各漁協の地元地区海岸線沖合の近距離海域すなわち地先においては、地元漁業者の承認する限度でこれを行うことができるに過ぎない(地先優先の原則)との認識が共有されていたと一応認められるこ

と(甲21), ③漁業補償契約締結以前から, 管理委員会は, 関係する海域における許可漁業・自由漁業のあり方についてもこれを調整する役割を担っており, 8漁協の各組合員も管理委員会による調整に服してきたと一応認められること(甲21)などを総合すると, 8漁協所属組合員は, 他の漁協の地先における許可漁業・自由漁業については, 管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の所属する漁協にあらかじめ付与していたとともに, これを受けて管理委員会が上関漁協及び四代漁協とともに締結した漁業補償契約は, 共同漁業権の対象海域において当該漁業権漁業の実施方法(放棄するか否か, 永続的又は一時的に行使することを差し控えるか否か)について定めた場合には, 当該海域における許可漁業・自由漁業のありかたについてもこれに連動し, いわば, 運命を同じくすることを前提にしていたものと解するのが相当である。

ウ そうであるとすれば, 本件工事施工区域においては, 漁業補償契約に基づいて共同漁業権行使ができなくなっていることに連動して, 許可漁業・自由漁業を行うこともできなくなったと解するほかはないから, この点に関する債務者らの主張は採用できない。

## 2 争点(2)(保全の必要性)について

- (1) 上記1(2)のオ〜クに説示した事情に加えて, 本件埋立免許に当たり, 本件施行区域内において埋立工事に着手した日から3年以内に同工事を竣工しなければならぬ旨の指定がされている事実が疎明されること(甲4)も併せ考えると, 債権者において, A区域内における工事の妨害を予防すべく, 仮処分を得ておく必要性は高いというべきである。
- (2) もっとも, 本件の被保全権利(公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権)は, 当該公有水面埋立工事の竣工を妨害する諸活動を排除する必要から認められるものであることに照らせば, A区域内における債権者の埋立工事が竣工に至るまでの間妨害を禁止することをもって仮処分の目的は達せられると

これは正本である。

平成22年1月18日

山口地方裁判所岩国支部

裁判所書記官 小田 勝彦

